



(4) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号)により、株主総会資料の電子提供制度が新設され、同制度を定める改正会社法の規定が 2022 年 9 月 1 日に施行されることから、同制度の導入に備えるため、次のとおり変更するものであります。

- ① 変更案第 15 条第 1 項は、株主総会参考書類等の株主総会資料の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を新たに定めるものであります。
- ② 変更案第 15 条第 2 項は、株主総会資料に関し改正会社法に基づく書面交付請求をした株主に交付する書面につき、その記載事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定(現行定款第 15 条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(5) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年 3 月 23日
定款変更の効力発生日	2022 年 3 月 23 日

以上

【別紙】定款変更の内容（下線部は変更箇所を示しております）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>第2条 (目 的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 試薬、診断用試薬、医薬品、医薬部外品、工業薬品、<u>その他化学薬品</u>ならびに前記各製品に関連する機械器具および材料の輸出入、売買、製造、運搬<u>および</u>保管 2. (条文省略) 3. <u>前各号に附帯関連する事項</u></p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 (機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 (目 的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>(1) 試薬、診断用試薬、医薬品、医薬部外品、農薬、動物用医薬品、工業薬品、化粧品、食品、食品添加物および肥料等の生命科学に関わる製品</u>ならびに前記各製品に関連する機械器具および材料の輸出入、売買、製造、運搬、<u>保管</u><u>および古物販売</u> <u>(2)</u> (現行どおり) <u>(3) 前各号に附帯関連する一切の事項</u></p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u> (削除) <u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第7条 (条文省略)</p> <p>第8条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第7条 (現行どおり)</p> <p>第8条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>

<p>1. <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p>2. <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>	<p>(1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>第 9 条～第 12 条（条文省略）</p>	<p>第 9 条～第 12 条（現行どおり）</p>
<p>第 3 章 株主総会</p>	<p>第 3 章 株主総会</p>
<p>第 13 条（条文省略）</p>	<p>第 13 条（現行どおり）</p>
<p>第 14 条（招集権者および議長）</p>	<p>第 14 条（招集権者および議長）</p>
<p>1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に<u>欠員</u>または事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に<u>欠員</u>または事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>
<p>第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p>	<p>（削除）</p>
<p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	
<p>（新設）</p>	<p>第 15 条（電子提供措置等）</p>
	<p>1. <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>

<p>第 16 条～第 18 条（条文省略）</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 19 条（取締役の員数） 当社の取締役は <u>10</u> 名以内とする。 （新設）</p> <p>第 20 条（取締役の選任方法） 1. 取締役は、株主総会において選任する。 2. ～3. （条文省略）</p> <p>第 21 条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新設）  （新設）  （新設）</p>	<p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 16 条～第 18 条（現行どおり）</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 19 条（取締役の員数） <u>1. 当社の取締役は 13 名以内とする。</u> <u>2. 当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</u></p> <p>第 20 条（取締役の選任方法） 1. 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2. ～3. （現行どおり）</p> <p>第 21 条（取締役の任期） <u>1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
--	--

<p>第 22 条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>1. 取締役会の決議をもって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>第 23 条（条文省略）</p> <p>第 24 条（取締役会の招集通知）</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 5 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第 25 条～第 26 条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第 27 条（取締役会の議事録）</p> <p>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>第 22 条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>1. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>第 23 条（現行どおり）</p> <p>第 24 条（取締役会の招集通知）</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の 5 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第 25 条～第 26 条（現行どおり）</p> <p><u>第 27 条（重要な業務執行の決定の委任）</u></p> <p><u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 28 条（取締役会の議事録）</p> <p>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
--	---

<p>第 28 条 (取締役の報酬等)  取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受けとる財産上の利益 (以下、「報酬等」という) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 29 条 (取締役の責任免除)  (新設)</p> <p>当会社は、<u>業務執行取締役ではない取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 30 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p>第 31 条 (監査役の数)  <u>当会社の監査役は 3 名以内とする。</u></p> <p>第 32 条 (監査役の選任方法)  1. <u>監査役は、株主総会において選任する。</u>  2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第 29 条 (取締役の報酬等)  取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 30 条 (取締役の責任免除)  1. <u>当会社は、取締役 (取締役であった者を含む。) の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u>  2. <u>当会社は、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。) との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
---	---

<p><u>第 33 条 (監査役の任期)</u></p> <p><u>1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u></p>	(削除)
<p><u>第 34 条 (補欠監査役)</u></p> <p><u>1. 法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。補欠監査役は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなった場合に監査役に就任する。</u></p> <p><u>2. 補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3. 補欠監査役の選任決議の効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第 35 条 (監査役の報酬等)</u></p> <p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第 36 条 (監査役会の招集)</u></p> <p><u>1. 当会社の監査役会の招集通知は監査役に対し、会日の 5 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第 37 条 (常勤の監査役)</u></p> <p><u>監査役会は、その決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)

<p><u>第 38 条 (監査役会の決議方法)</u>  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第 39 条 (監査役会規程)</u>  <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>第 40 条 (監査役会の議事録)</u>  <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>第 41 条 (監査役の責任免除)</u>  <u>当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
<p>(新設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 32 条 (常勤の監査等委員)</u>  <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 33 条 (監査等委員会の招集通知)</u>  <u>1. 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 5 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことがで</u></p>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>きる。</p> <p><u>第 34 条 (監査等委員会の決議方法)</u>  <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることがで</u>  <u>きる監査等委員の過半数が出席し、出席した当</u>  <u>該監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第 35 条 (監査等委員会の議事録)</u>  <u>監査等委員会における議事の経過の要領および</u>  <u>その結果ならびにその他法令に定める事項につ</u>  <u>いては、これを議事録に記載または記録し、出</u>  <u>席した監査等委員がこれに記名押印または電子</u>  <u>署名する。</u></p> <p><u>第 36 条 (監査等委員会規程)</u>  <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定</u>  <u>款に定めるもののほか、監査等委員会において</u>  <u>定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 42 条 (条文省略)</p> <p>第 43 条 (会計監査人の任期)</p> <p>1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>第 44 条 (会計監査人の報酬等)</p> <p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 37 条 (現行どおり)</p> <p>第 38 条 (会計監査人の任期)</p> <p>1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会<u>の終結</u>の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は、<u>前項</u>の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>第 39 条 (会計監査人の報酬等)</p> <p>会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p>

<p>第 45 条～第 48 条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第 40 条～第 43 条（現行どおり）</p> <p>（附則）</p> <p><u>1. 第 39 回定時株主総会決議による変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第 39 回定時株主総会決議による変更前定款第 15 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	---